

第 101 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
及び「業務の適正を確保する体制」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び
「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
及び「連結注記表」

〔 2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで 〕



- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及「連結注記表」につきましては、法令及び定款第 16 条の規定に基づき、当行ウェブサイト（アドレス <https://www.meigin.com/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2014年8月13日 ③新株予約権の数 550個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 5,500株 ⑤新株予約権の行使期間 2014年8月14日から2064年8月13日 ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	6名
	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年8月13日 ③新株予約権の数 451個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,510株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年8月14日から2065年8月13日 ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	6名
	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年8月12日 ③新株予約権の数 739個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,390株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年8月13日から2066年8月12日 ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	7名

取締役 (社外取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社名古屋銀行 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年8月10日 ③新株予約権の数 688個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 6,880株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年8月11日から2067年8月10日 ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	8名
	①株予約権の名称 株式会社名古屋銀行 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2018年7月9日 ③新株予約権の数 766個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,660株 ⑤新株予約権の行使期間 2018年7月10日から2068年7月9日 ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。	9名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 2016年10月1日付で実施いたしました普通株式10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等の状況

2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（2015年3月26日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	2015年3月10日
新株予約権の数	2,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,680,965株
1株当たりの転換価額	37.30米ドル
行使期間	2015年4月9日～2020年3月12日
新株予約権付社債の残高	1億米ドル

(注) 2016年10月1日付で実施いたしました普通株式10株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の数」及び「1株当たりの転換価額」は調整されております。

業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において決議しております。

＜内部統制システムの基本方針＞

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また、『コンプライアンスマニュアル』を制定し、役職員はコンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。
- ②コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。
- ③法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。また、役職員が当該通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。
- ②管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を所管部より受けるとともに必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月 1 回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。

(5) 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等

- ①名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。
- ②名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。
- ③内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。
- ④名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義がある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が当該通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

(6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

- ①監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役の職務の補助にあたらせる。
- ②専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。
- ③専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。

(7) 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

- ①名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
- ②常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。
- ③監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。
- ②監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等

- ①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。
- ②『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当行は、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムの整備について、各所管部署において検証を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンス態勢

- ①取締役会は当年度のコンプライアンスプログラムを定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ②コンプライアンス委員会はコンプライアンスプログラムの進捗状況のモニタリングを実施し、コンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力等との取引遮断等について月次で審議を行い、取締役会に報告しました。

(2) リスク管理体制

- ①取締役会は当年度のリスク管理計画を定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ②ALM委員会、オペレーショナルリスク管理委員会は、月次でリスクの分析と対策の検討を行い、取締役会に報告しました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

①定例取締役会を 12 回、臨時取締役会を 6 回開催しました。また、取締役会の委任による決定機関として設置する常務会を 46 回開催しました。

②職務の執行については、『組織基本規程』等により組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的かつ効率的な運営を図りました。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

①取締役会は四半期毎にグループ会社の業務実績について報告を受けました。また、半期毎に関連会社連絡会、連結子会社コンプライアンス担当者会議、連結子会社反社連絡会議、連結会社監査役連絡会を開催し、当行グループにおける経営課題を把握し、対応方針について討議しました。

②グループ会社統括部署である経営企画部は、毎月定例報告書の提出を受け、当行グループにおける業務の適正性を確保しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

①監査役は取締役会に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との定期的会合を開催し意見交換を行い、社外取締役との会合を 7 回開催し非業務執行役員間の連携を図りました。

②常勤監査役は常務会をはじめ主要な会議に出席し、毎月、内部監査部、内部統制部と意見交換を行い、監査役会において報告しました。

③会計監査人とは 16 回の意見交換会を実施し、うち 2 回は監査役会での意見交換、また 2 回は常勤監査役・会計監査人・内部監査部の三様監査情報交換会として実施しました。

④監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しております。

第101期

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	164	57,720	61,833	127,747
当期変動額									
剰余金の配当								△ 1,316	△ 1,316
当期純利益								6,504	6,504
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 7	△ 7					
土地再評価差額金の取崩								13	13
その他利益剰余金から その他資本剰余金への振替			7	7				△ 7	△ 7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	5,194	5,194
当期末残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	164	57,720	67,028	132,942

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 4,167	167,317	55,846	3,421	59,268	123	226,709
当期変動額							
剰余金の配当		△ 1,316					△ 1,316
当期純利益		6,504					6,504
自己株式の取得	△ 4	△ 4					△ 4
自己株式の処分	43	36					36
土地再評価差額金の取崩		13					13
その他利益剰余金から その他資本剰余金への振替		—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 5,686	△ 13	△ 5,700	△ 9	△ 5,709
当期変動額合計	39	5,233	△ 5,686	△ 13	△ 5,700	△ 9	△ 475
当期末残高	△ 4,127	172,551	50,160	3,407	53,568	114	226,234

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15 年～50 年

その他 4 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金の総額 3,638百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,584百万円、延滞債権額は47,367百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は74百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,082百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,109百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,632百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,890百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	59,233百万円
その他の資産	20百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,140百万円
債券貸借取引受入担保金	23,391百万円
借入金	15,877百万円

なお、有価証券のうち35,621百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金60,000百万円及び保証金672百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、743,865百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が724,529百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,844百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 32,576百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 5,884百万円
13. 社債は、全て劣後特約付社債です。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は33,771百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債権総額 12,944百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 8,878百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,071百万円
役務取引等に係る収益総額	123百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	45百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	15百万円
役務取引等に係る費用総額	195百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	212百万円

2. 「その他の経常収益」には、偶発損失引当金戻入益81百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額143百万円を含んでおります。

4. 当行は、次の資産について減損損失を計上しております。

地域 愛知県愛知郡、犬山市

主な用途 営業用店舗2か所

種類及び減損損失 土地 20 百万円、その他の有形固定資産 12 百万円：
合計 33 百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。一般会社及び連結される子会社及び子法人等に賃貸している部分は、賃貸ビル単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については各々1つの単位として取扱っております。

減損損失を計上した営業用店舗については、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 33 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

5. 関連当事者との間の取引

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目
			役員の兼 任等	事業上の 関係			
子会 社	株式会社名 古屋カード	53.40 (注1)	2人	各種ロー ンの債務 保証	貸出金の被保証	258,707	—
					保証料の支払 (注2)	195	その他 の役務 費用
					債務保証履行に伴 う代位弁済	151	—

(注1) 銀行法第2条第6項を適用し算出しています。

(注2) 株式会社名古屋カードより各種ローンの保証を受けています。

なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行が支払った金額を記載しています。

(注3) 保証条件は、ローンの商品ごとにローン利用者の信用リスク等を勘案しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	958	1	9	949	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合 計	958	1	9	949	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる1千株によるものです。自己株式の株式数の減少は、株式報酬型ストック・オプションの行使による9千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式等 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式等	—	—	—
関連法人等株式等	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式等

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式等	3,638
関連法人等株式等	—
合計	3,638

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式等」には含めておりません。

4. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	114,753	45,413	69,340
	債券	475,668	473,411	2,257
	国債	20,620	20,390	230
	地方債	110,360	109,768	592
	社債	344,687	343,252	1,434
	その他	84,486	82,991	1,494
	小計	674,908	601,816	73,092
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,522	7,830	△1,307
	債券	68,862	68,890	△28
	国債	—	—	—
	地方債	337	338	△0
	社債	68,524	68,552	△28
	その他	51,036	51,842	△806
	小計	126,421	128,564	△2,142
合計		801,330	730,380	70,949

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,160
その他	2,655
合計	4,816

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,631	4,330	195
債券	177,142	1,525	366
国債	50,499	269	274
地方債	47,823	404	10
社債	78,819	851	81
その他	93,619	280	1,736
合計	278,394	6,136	2,298

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、24百万円 (うち、株式22百万円、その他1百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、時価のある銘柄は、事業年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね1年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,147	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,068	
固定資産減価償却損金算入限度超過額	964	
賞与引当金	289	
睡眠預金払戻損失引当金	115	
偶発損失引当金	614	
未払事業税	90	
株式等償却	2,425	
その他	1,572	

繰延税金資産小計 10,289

評価性引当額 △3,795

繰延税金資産合計 6,493

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△20,788
退職給付信託設定益	△2,224
固定資産圧縮積立額	△72

繰延税金負債合計 △23,085

繰延税金資産の純額 △16,592 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額12,023円72銭

1株当たりの当期純利益金額345円88銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額317円61銭

第101期

2018年 4月1日から
2019年 3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,090	21,231	134,213	△ 4,167	176,368
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,316		△ 1,316
親会社株主に帰属する当期純利益			6,172		6,172
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分		△ 7		43	36
土地再評価差額金の取崩			13		13
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		7	△ 7		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,863	39	4,902
当期末残高	25,090	21,231	139,076	△ 4,127	181,271

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	55,874	3,421	206	59,501	123	659	236,653
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,316
親会社株主に帰属する当期純利益							6,172
自己株式の取得							△ 4
自己株式の処分							36
土地再評価差額金の取崩							13
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5,693	△ 13	△ 64	△ 5,771	△ 9	△ 40	△ 5,821
当期変動額合計	△ 5,693	△ 13	△ 64	△ 5,771	△ 9	△ 40	△ 918
当期末残高	50,181	3,407	142	53,730	114	618	235,734

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 4 社
子会社

株式会社 名古屋リース
株式会社 名古屋カード
株式会社 名古屋エム・シーカード
名古屋ビジネスサービス 株式会社

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第 2 条第 8 項及び銀行法施行令第 4 条の 2 に基づいております。

② 非連結の子会社及び子法人等

あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 一社

- ② 持分法適用の関連法人等 一社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

あいち・じもと農林漁業成長応援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等 一社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 4 社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処

分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある

場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金の総額 2百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,592百万円、延滞債権額は47,457百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は74百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,433百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,558百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,632百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,890百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 59,233百万円

その他資産 20百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,140百万円

債券貸借取引受入担保金 23,391百万円

借入金 15,877百万円

なお、有価証券のうち35,621百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金156百万円並びに中央清算機関差入証拠金60,000百万円及び保証金678百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、751,737百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が732,401百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における価額の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,844百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,747百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 5,884百万円
13. 社債は、すべて劣後特約付社債です。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 33,771百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,453百万円及び偶発損失引当金戻入益81百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当14,762百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却3百万円、株式等売却損335百万円、株式等償却24百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額143百万円を含んでおります。
4. 当行グループは、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	愛知県愛知郡、犬山市
主な用途	営業用店舗2か所
種類及び減損損失	土地20百万円、その他の有形固定資産12百万円： 合計33百万円

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。一般会社に賃貸している部分は、賃貸ビル単位でグルーピングを行っております。連結される子会社及び子法人等は、継続的に損益の把握を実施している単位によりグルーピングを行っております。また、遊休資産については各々1つの単位として取扱っております。

減損損失を計上した営業用店舗については、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により投資額の回収が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額33百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	19,755	—	—	19,755	
合 計	19,755	—	—	19,755	
自己株式					
普通株式	958	1	9	949	(注)
合 計	958	1	9	949	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる1千株によるものです。自己株式の株式数の減少は、株式報酬型ストック・オプションの行使による9千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権						114	
合計							114	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	657百万円	35円	2018年3月 31日	2018年6 月25日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	658百万円	35円	2018年9月 30日	2018年12 月10日
合計		1,316百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	658百万円	利益剰余金	35円	2019年3月31 日	2019年6月24 日

なお、上記については、2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として上程する予定であります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務を行っております。

主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、外貨建有価証券については、外貨預金及び市場調達による外貨調達に見合った額で外貨建の債券を購入しており、為替リスクを回避しております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお、貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、金利スワップ取引、先物為替予約取引等があります。当行グループは、ALMの一環として、預金・貸出金に関わる金利の変動リスクを回避するため、また、お客さまの為替変動リスク回避のニーズに対応するためのヘッジ手段としてデリバティブ取引を利用しております。ヘッジ会計による具体的な会計処理に関しては、当該ヘッジ取引が、相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するものについての区別、事前テスト及び事後テストについて明確に定めた上で実施しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、与信業務運営に関する基本的な考え方等を定めた「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか事業支援部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては市場営業部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理

しております。

②市場リスクの管理

(イ) 金利リスクの管理

当行グループは、金利の変動リスクについて総合的に把握・管理し、適切なALMを遂行する目的で、ALM委員会を設置しております。ALM委員会規約では、リスク管理方法や手続き等を定めるとともに、取締役会において決定されたALMに関する運営方針に基づきALM委員会の運営を行い、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には内部統制部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析などによりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び取締役会に報告しております。なお、ALMにより、金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引も行っております。

(ロ) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、対顧客取引における為替変動リスクを回避するため先物為替予約取引を行っております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、常務会での有価証券運用計画に基づき、取締役会の監督の下、市場リスク管理基本規程に従い行われております。このうち、市場営業部では、外部からの投資商品の購入も行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、経営企画部が主管している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は、常務会において定期的に報告されております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行及び事務管理、ヘッジ有効性の評価に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立させております。

(ホ) 市場リスクに係る定量的情報

(i) トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、「商品有価証券」のうちの売買目的有価証券として保有している金利関連に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

2019年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は一百万円です。

(ii) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券・株式・投資信託、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。これらの金融資産及び金融負債についてのVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・

シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

2019 年 3 月 31 日（当期の連結決算日）現在で当行のバンキング業務の市場リスク量（損失額の推計値 V a R）は、以下のとおりです。

	市場リスク量（V a R）
純投資有価証券（＊１）	7,487 百万円
政策株式	20,198 百万円
預貸金等（＊２）	7,152 百万円

（＊１）純投資有価証券：円貨債・外貨債・純投資株式・投資信託・店頭オプション

（＊２）預貸金等：預金・譲渡性預金・貸出金・A L Mヘッジ目的の金利スワップ・コールローン・預け金・社債・新株予約権付社債・債券
貸借取引受入担保金・借入金・コールマネー

（iii）市場リスクに係る定量的情報に関する事項についての補足説明

当行グループでは、計測システムが算出する V a R と実際の損益を比較するバックテストを実施して、使用する計測モデルの有効性を検証しております。

なお、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、安定した資金繰りを最優先に考え、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	320,576	320,603	26
(2) コールローン及び買入手形	4,645	4,645	—
(3) 有価証券 其他有価証券	801,423	801,423	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	2,595,962 △11,473		
	2,584,489	2,601,195	16,706
資産計	3,711,135	3,727,868	16,733
(1) 預金	3,421,439	3,421,628	189
(2) 譲渡性預金	61,482	61,493	10
(3) コールマネー及び売渡手形	7,214	7,214	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	23,391	23,391	—
(5) 借入金	44,479	44,476	△3
(6) 社債	30,000	29,892	△107
(7) 新株予約権付社債	11,099	10,698	△400
負債計	3,599,107	3,598,795	△311
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(196)	(196)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(196)	(196)	—

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が1年超の預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会等が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、見積将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行したものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち約定期間が短期間（１年以内）の商業手形、手形貸付、当座貸越については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。証書貸付については、見積将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算定しているほか、貸出金の種類によっては新規貸出を行った場合に想定される利率を割引金利として時価を算定する場合があります。なお、仕組貸出金については、上記の時価にオプション価格計算モデル等により算出した価額を考慮して時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

円貨要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、円貨定期預金並びに譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、外貨預金については、すべて約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債、及び(7) 新株予約権付社債

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	2,231
② 組合出資金（＊２）（＊３）	2,657
合 計	4,888

（＊１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 当連結会計年度において、非上場株式について１百万円、組合出資金について１８百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	286,204	3,000	—	—	—	—
コールローン及び買 入手形	4,645	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるも の(*1)	98,741	189,506	169,832	111,939	80,135	2,328
貸出金(*2)	712,067	458,352	309,985	208,051	221,963	635,491
合 計	1,101,658	650,858	479,817	319,990	302,098	637,819

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない50,050百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,239,641	126,546	53,912	579	759	—
譲渡性預金	61,482	—	—	—	—	—
コールマネー及び売 渡手形	7,214	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担 保金	23,391	—	—	—	—	—
借入金	28,097	11,895	3,875	612	—	—
社債	—	—	—	—	30,000	—
新株予約権付社債	11,099	—	—	—	—	—
合 計	3,370,926	138,441	57,787	1,192	30,759	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	114,841	45,468	69,372
	債券	475,668	473,411	2,257
	国債	20,620	20,390	230
	地方債	110,360	109,768	592
	社債	344,687	343,252	1,434
	その他	84,486	82,991	1,494
	小計	674,996	601,871	73,124
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,528	7,837	△1,309
	債券	68,862	68,890	△28
	国債	—	—	—
	地方債	337	338	△0
	社債	68,524	68,552	△28
	その他	51,036	51,842	△806
	小計	126,427	128,571	△2,143
合計		801,423	730,442	70,981

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,631	4,330	195
債券	177,142	1,525	366
国債	50,499	269	274
地方債	47,823	404	10
社債	78,819	851	81
その他	93,619	280	1,736
合計	278,394	6,136	2,298

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、24百万円（うち、株式22百万円、その他1百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、時価のある銘柄は、連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね1年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 12,496 円 02 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 328 円 27 銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 302 円 22 銭